

令和 8 管理年度（令和 8 年 1 月～12 月）まあい 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 10 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

- ① 親魚量が令和 18 年（2036 年）に、少なくとも 50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量の値に応じ、次の方法で漁獲圧力を調整する（漁獲シナリオ）。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSYを達成する水準に調整係数（太平洋系群： $\beta = 0.9$ 、対馬暖流系群： $\beta = 0.9$ ）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準値以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準値を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ② 太平洋系群については、資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値と、漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じた値をABCとし、対馬暖流系群については、資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値と、漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力及び 0.89（資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値）を乗じた値をABCとする。
- ③ TACは太平洋系群及び対馬暖流系群のABCの合計値を超えない量とする。

（2）令和 8 管理年度（令和 8 年 1 月 1 日～12 月 31 日）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
まあい	183,200 トン

（参考 1）資源管理の目標

1 まあい太平洋系群

- (1) 目標管理基準値：52 千トン（MSYを達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：14 千トン（MSYの 60 パーセントを達成するために必要な親魚量）
- (3) 禁漁水準値：1.5 千トン（MSYの 10 パーセントが得られる親魚量）

2 まあい対馬暖流系群

- (1) 目標管理基準値：273 千トン（MSYを達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：103 千トン（MSYの 60 パーセントを達成するために必要な親魚量）
- (3) 禁漁水準値：14 千トン（MSYの 10 パーセントが得られる親魚量）

(参考2) T A C及び漁獲実績の推移

単位：万トン

	R8 (2026) 管理年度	R7 (2025) 年	R6 (2024) 年	R5 (2023) 年	R4 (2022) 年
T A C	18.3	14.5	16.7	15.2	15.6
漁獲実績	—	—	9.1	9.0	9.8

2 配分（案）

- (1) T A Cの20パーセントを国の留保とする。なお、留保には、国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
- (2) 過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分する。
- (3) 配分量は別紙のとおり。
- (4) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。

令和8管理年度まあじTACの設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
まあじ	183,200

大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	65,000

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
島根県	17,100	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県及び大分県については、現行水準とする。
山口県	3,000	
長崎県	26,800	
宮崎県	4,200	
鹿児島県	3,600	

留保(トン)	36,600
--------	--------